

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する行政処分等の実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)に基づく高濃度 PCB 廃棄物の処理に係る不利益処分(以下「行政処分」という。)を行う基準と事務手続を明確にすることにより、行政処分の公正を保ち、透明性の向上を図るとともに、PCB廃棄物の適正処理を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱の用語の定義は、PCB特措法に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1)所有者 八王子市内において、PCB 特措法第 2 条第 5 項で規定する保管事業者及び同条第 6 項で規定する所有事業者で同法第 18 条第 3 項又は第 20 条第 2 項の適用を受ける者。
- (2)処理施設 中間貯蔵・環境安全事業株式会社が設置した PCB 廃棄物処理施設。
- (3)改善命令 PCB特措法第12条に規定され、高濃度 PCB 廃棄物の所有者に対し、期限を定めて、当該高濃度 PCB廃棄物の処分その他必要な措置(以下「処分等措置」という。)を講ずべきことを命令すること。
- (4)代執行 前号の場合において、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、PCB特措法第13条第1項各号のいずれかの規定に該当すると認められるとき、市長が自ら当該処分等措置の全部又は一部を講ずること。

(行政処分の基準)

第 3 条 改善命令及び代執行の基準は、別表のとおりとする。

(改善命令)

第 4 条 PCB特措法第24条第1項に規定する報告徴収及び同法第25条第1項に規定する立入検査等の結果、同法第10条第1項又は第3項の規定に違反している事実を確認した場合には、PCB特措法施行規則(平成13年環境省令第23号。)第18条各号に規定する事項を記載した改善命令書を所有者に発出する。

- 2 前項に掲げる事項が講じられていることについて、確実な方法により確認を行う。
- 3 第1項に掲げる改善命令が講じられていないと認める場合には、原則として、直ちにPCB特措法第12条に規定する改善命令違反とし、捜査機関との協議の上、厳正に対処するとともに、PCB特措法第13条第1項に規定する代執行の実施に向けた手続を開始する。

(弁明の機会の付与)

第 5 条 改善命令を行う際は、原則として、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、弁明の機会を付与することとし、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、弁明書の提出期限の 7 日前の日までに、行政手続法第 30 条に規定する書面を通知する。

- 2 前項の規定は、公益上、緊急に改善命令を行う必要があるため、弁明の機会の付与に係る手続を執ることができないときは適用しない。
- 3 弁明の機会の付与の手続は、この要綱の規定によるほか、行政手続法に定めるところにより行う。

(代執行)

第 6 条 別表の処分の要件 3、4、5 又は 6 の場合には、PCB 特措法第 13 条第 1 項に規定する代執行を実施する。別表の処分の要件 5 の場合は、相当の期限を定めて PCB 廃棄物の処分その他必要な措置(以下「処分措置等」という。)を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは市長が当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨をあらかじめ、公告する。

- 2 代執行に要した費用については、行政代執行法(昭和23年法律第 43 号)第 5 条及び第 6 条の規定を準用して所有者から徴収する。

(行政処分の公表)

第7条 改善命令を行ったときは、速やかにその事実を公表する。

(雑則)

第8条 本要綱の実施に際して、手続等の細目については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく行政処分等の実施について(通知)」(令和3年3月29日環循規発第21032921号、環循施発第2103291号)によるものとする。

附則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する

別表 行政処分の基準(第 6 条関係)

| 処分の要件 | 処分の内容 |
|---|---|
| <p>1 1台当たり3kg 以上の変圧器類・コンデンサー類、PCB油(試薬やサンプル油等少量のものを除く。)及びPCBが付着した金属製の保管容器であって、そのPCB濃度が「高濃度」であるものの場合</p> <p>① 令和4年3月 31 日までに、高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を処理施設に委託しなかったとき。</p> <p>② PCB特措法第 10 条第3項の規定に基づき、令和5年3月 31 日までに高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処理施設に委託することとしたにもかかわらず、処分又は処理施設に委託する見込がないとき。</p> | <p>改善命令</p> <p>高濃度PCB廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことの命令</p> |
| <p>2 照明器具の安定器類、1台当たり3kg 未満の小型電気機器、ウエス、汚泥、その他の汚染物、PCB油が付着した樹脂製の保管容器であって、そのPCB濃度が「高濃度」であるものの場合</p> <p>① 令和 5 年3月 31 日までに、高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を処理施設に委託しなかったとき。</p> <p>② PCB特措法第 10 条第3項の規定に基づき、令和 6 年3月 31 日までに高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処理施設に委託することとしたにもかかわらず、処分又は処理施設に委託する見込がないとき。</p> | |
| <p>3 「改善命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき」として、改善命令を受けた所有者から、改善命令で定めた履行期限までに、処理施設との処分委託契約の写しの提出がないとき。</p> | <p>代執行</p> |
| <p>4 「改善命令に係る処分等措置を講ずる見込みがないとき」として、改善命令を受けた所有者が、改善命令で定めた措置を講ずる意思がないことを明確に表示している、又は措置を講ずるための経理的基礎がないことが確認されているなど、改善命令で定めた履行期限までに、措置が講じられないことが客観的に明らかなきとき。</p> | |
| <p>5 「過失がなく処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき」として、行政調査等を実施しても、高濃度 PCB 廃棄物を期限内に処分する法的な義務を有する所有者を知ることができないとき。</p> | |
| <p>6 「処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき」として、所有者の明確化、改善命令の発出に必要な手続、命令の履行に要する時間等を含めた改善命令の発出から履行までに最低限要すると想定される時間等を考慮して定めた、計画的処理完了期限までに処分が完了する日以降、処分施設への処分委託がなされていない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確認されたとき。</p> | |